

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 6 月 18 日 (金) 第 218 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱等の一部を改正する要綱 (※)
(管財課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第735号

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 3 年 6 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱等の一部を改正する要綱
(障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部改正)

第 1 条 障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱 (平成17年鹿児島県告示第1806号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式注 4 中「平成35年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

(障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第 2 条 障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱 (平成30年鹿児島県告示第638号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間」を「令和 3 年 6 月 30 日までの間」に改める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。